

第20回坂戸市芸術文化祭

展示作品出品規定

1 出品者資格 坂戸市に在住・在勤・在学する小学生以上の方又は坂戸市内の団体に所属する方に限る。

2 出品部門 作品規格等（仕上がり寸法）は下記のとおりとする。

部門	出品規格等	
絵画	60号以内	表装は額装でひも付き、ガラスは不可。
書	180 cm×180 cm以内 (たて) (よこ) (半切・全紙可)	表装は軸装か額装（仮巻、横巻は不可）。 作品にはハガキ大の釈文をつける。 作品の仕上がり寸法を記入すること。
工芸 (彫塑を含む)	[壁面展示] 100 cm×90 cm以内 (たて) (よこ) [机上展示] 45 cm×45 cm×70 cm以内 (たて) (よこ) (高さ)	彫塑、石彫、木彫、陶、クレイアート、 ステンドアート、皮革、刺しゅう、七宝、 籐、人形、染色、モザイク、押し花、はり絵、 ドライフラワー、デコパージュ、切り絵、 など。 ガラスケース等は不可。 作品組み立ては自分で行うこと。
花	花面 90 cm以内	
写真	四ツ切以上全紙まで (A3ノビ含む)	規格は白黒、カラーとも額縁かパネル付きとする。ただし、作品はひも付きで、ガラスは不可。デジタルカメラの画像はパソコン加工不可。組写真不可。

- 3 出品点数及び制限 一部門につき一人1点（あるいは一組）
- 4 出品申込 8月10日(木)から所定の申込書（ハガキ）により坂戸市芸術文化祭実行委員会事務局（市役所市民生活課）まで直接又は郵送、電子メール（宛先：sakado31@city.sakado.lg.jp）で申込み。
- 5 締め切り 9月29日(金)まで（必着のこと）
- 6 出品料 一点300円（搬入時に支払い）
ただし高校生以下、障害者は無料とする。
- 7 搬入 11月16日(木) 坂戸市文化会館
10:00～11:30
出品票に所定の事項を記入し、出品料300円を添えて各部門の展示会場受付に提出する。
出品作品には作品票を貼付し、時間内に会場へ搬入すること。
- 8 陳列 作品搬入後、各部門の実行委員の指示に従って行うこと。
展示することが不相当と認められる作品は、陳列しない場合があります。陳列に対する異議は受け付けません。
- 9 搬出 11月19日(日) 16:00～18:00
実行委員の指示に従って搬出する。
※搬入・搬出の際は周辺道路への駐車は御遠慮ください。
- 10 その他 (1) 搬入出時に作品を文化会館に預けることはできません。
(2) 出品物の保護、保全に努めますが、止むを得ない事情で発生した事故に対してはその責任を負いません。
(3) 搬入、搬出の経費は出品者の負担とする。
(4) 出品票及び出品申込書は、楷書で正確に漏れなく記入する。
(5) 御不明な点は、事務局へお問い合わせください。
- 11 事務局 坂戸市市民部市民生活課市民文化係
〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1
電話 049-283-1331 内線 314